

## 条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 24 年度

条 例 名		神奈川県職員等不祥事防止対策条例	
条 例 番 号		平成 19 年神奈川県条例第 43 号	法 規 集 第 2 編第 1 章
所 管 課		総務局総務部行政事務監察課	
条 例 の 概 要		職員等の倫理の保持及び公正な職務の遂行を図り、もって県政に対する県民の信頼を確保することを目的として、職員の不祥事防止対策の実施について必要な事項を定めている。	
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  〔現在でも必要な条例か。〕	職員等の倫理の保持と公正な職務の遂行を図り、県政に対する県民の信頼を確保するために必要なものである。	
	有効性  〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	不適正経理問題をはじめ、職員に対して講じるべき不祥事防止対策とその実施結果を明らかにし、取組の透明性を高めている。	神奈川県職員等不祥事防止対策協議会で意見を伺いながら、毎年度、所属長点検及び職員の自己点検等の不祥事防止対策を実施している。  また、平成 21 年度には不適正な経理処理について知事からの諮問を受け、同協議会は、再発防止に関する提言を行った。
	効率性  〔現行の内容で効率的といえるか。〕	常に同協議会の意見を不祥事防止対策にフィードバックするなど効率的に実施されている。	
	基本方針適合性  〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	職員等の倫理の保持及び公正な職務の遂行を図り、県政に対する県民の信頼を確保することを目的としており、県の基本的な方針と合致している。	
	適法性  〔憲法、法令に抵触しないか。〕	職員等に対し、地方公務員法をはじめとする諸法令の遵守を求めるものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	特 記 事 項
次回見直し予定		平成 30 年度	見直し規定の有無  有 無